

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 文化財・生涯学習課 | 整理番号 | 2-3-2 |
|-----------------------|---|-----------|------|-------|
| 処分の種類 | 県立長野図書館からの退館又は図書館資料の利用の停止 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 県立長野図書館規則第4条・県立長野図書館資料利用規程第6条 | | | |
| 処分の概要 | 館長は別に定める事項に違反した者に対して退館させ、又は図書館資料の利用の停止させることができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>以下の規程第5条に掲げる事項に違反した者。</p> <p>【県立長野図書館資料利用規程】</p> <p>第5条 館を利用する者は、館長の指示事項を遵守するとともに、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。</p> <p>2 図書館資料を利用する者は、県立長野図書館資料利用規程に定める事項を遵守するとともに、取扱いを丁重にするよう留意しなければならない。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 県立長野図書館資料利用規程第5条 | | | |